

越前加賀海岸国定公園

指 定 書

及び

公園計画書

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

越前加賀海岸国定公園

指 定 書

(公園区域の一部変更)

目 次

| | |
|----------|---|
| 1 変更理由 | 5 |
| 2 変更する区域 | 6 |

1 変更理由

越前加賀海岸国定公園は、福井県敦賀市杉津から石川県加賀市に至る延長約 108 kmに及ぶ海岸の海食崖や砂浜、砂丘景観など変化に富んだ海岸線を主な要素とする公園で、我が国でも有数の自然の景勝地として昭和 43 年 5 月に指定された。

本公園の南部一帯は標高 20～100mの海岸段丘が発達し、汀線に沿って小島嶼や岩礁が多く、また越前岬周辺では日本海の荒波によって形成された海食崖が発達し洞門や洞窟の景観が見られる。さらに南の干飯崎から河野海岸にかけては、断層活動によって形成された直線的な海岸が連続し、海岸線に迫る急斜面の断層崖と海岸段丘が帯状に公園区域に指定されている。なお、公園の南端、杉津地区は、断層海岸が終わり敦賀湾の沈降帯が始まるところに当たっている。

越前岬から河野海岸にかけての主な公園利用は、海岸沿いに走る車道のドライブや海食崖、洞門等の展望利用であり、駐車場やトイレ、休憩施設などが沿線各所に整備されている。また、夏期の海水浴利用も盛んである。

昭和 43 年の指定以降、昭和 46 年 6 月に公園区域の変更を行った。また、平成 5 年 6 月には公園計画の再検討を行い、公園全域にわたる公園区域の明確化、福井市尼ヶ谷町など一体的に保護を図るべき公園隣接地域の編入、利用計画の見直しなどを行った。

今回は、希少な動植物の生息及び生育地であり、世界的にも希少な分厚い泥炭層が存在する貴重な湿地として評価されている敦賀市中池見湿地及びその周辺地域を公園区域に編入し、加佐の岬から片野海岸にかけて海域の景観保全を行い、また陸域についても良好な里山の利用及び片野鴨池の水源林の保全を図るため、公園区域の拡張を行うこととした。

2 変更する区域

越前加賀海岸国定公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：公園区域(陸域)変更表)

| 番号 | 区分 | 変更部分の区域 |
|----|----|---------------------------------|
| 1 | 拡張 | 石川県加賀市 橋立町の一部 |
| 2 | 拡張 | 石川県加賀市 畑町及び上福田町の各一部 |
| 3 | 拡張 | 福井県敦賀市 大字阿曾及び杉津の各一部 |
| 4 | 拡張 | 福井県敦賀市 大字赤崎、江良、五幡、拳野及び阿曾の各一部 |
| 5 | 拡張 | 福井県敦賀市 大字鞠山、田結及び赤崎の各一部 |
| 6 | 拡張 | 福井県敦賀市 大字檜曲、泉及び大蔵の各一部 |

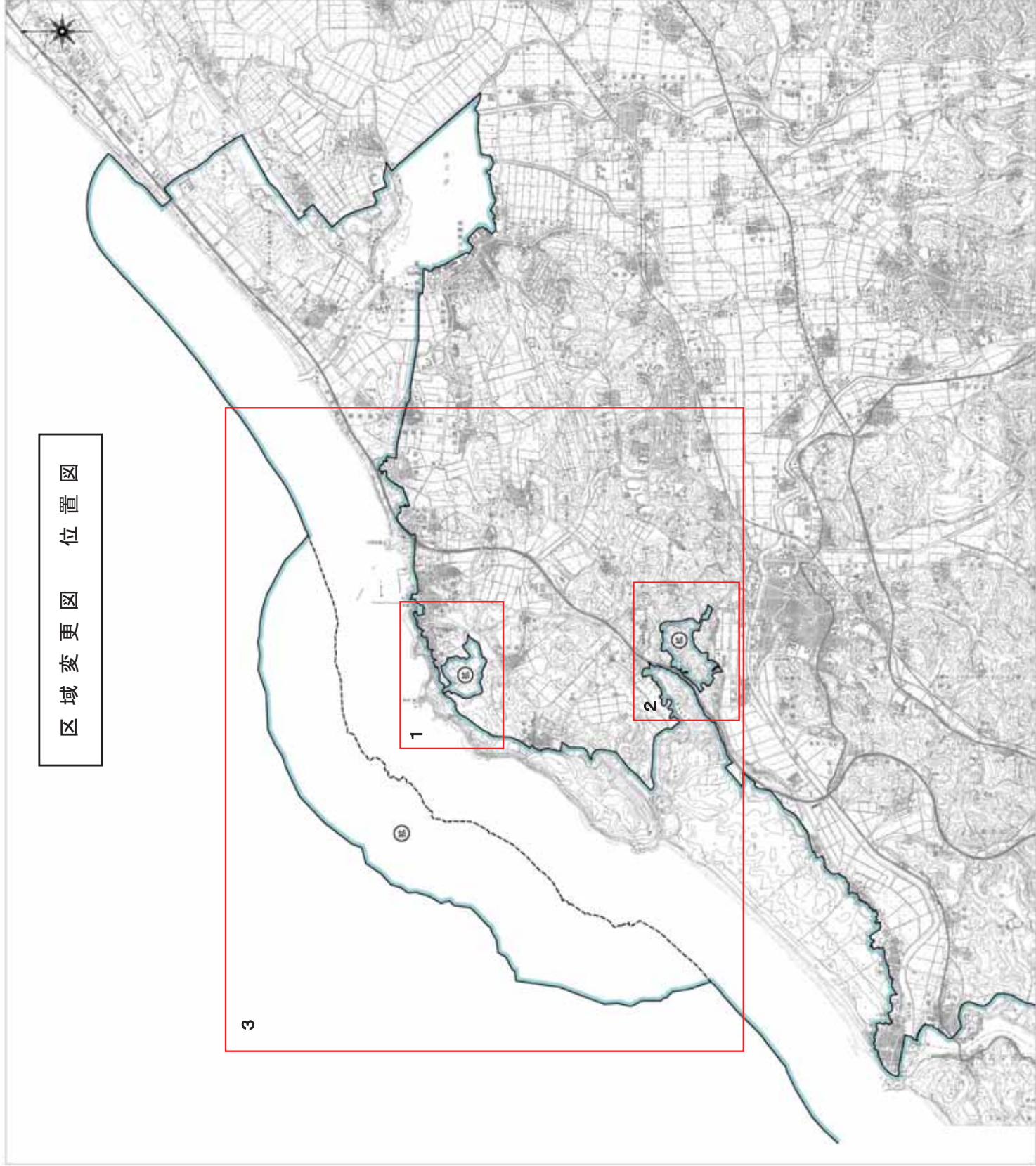
| 変更理由 | 面積 (ha) |
|---|--|
| 現公園区域に隣接している地域で、湿地や雑木林等、里山の景観が残されていることから、自然観察や体験学習の場として利用しつつ、その保全を図るため公園区域に編入する。 | 29 国 (—) 公 29 私 (—) |
| 現公園区域の第3種特別地域に隣接する海拔 100メートル以下の丘陵地で落葉広葉樹林が優占する高木林であり、ラムサール条約登録湿地の片野鴨池の集水域ともなっていることから、周辺環境の保全を図るため公園区域に編入する。 | 41 国 (—) 公 39 私 (2) |
| 若狭湾国定公園区域となっている西浦海岸と相対する東浦海岸は敦賀湾の自然景観の重要な構成要素となっていることから、適切な保全を図るため公園区域に編入する。 | 56 国 (4) 公 — 国 (52) |
| 若狭湾国定公園区域となっている西浦海岸と相対する東浦海岸は敦賀湾の自然景観の重要な構成要素となっていることから、適切な保全を図るとともに海水浴場等に利用されている砂浜等の風致の保全と適切な利用を図るため公園区域に編入する。 | 250 国 (8) 公 7 私 (235) |
| 海水浴場等に利用されている砂浜等の風致の保全と適切な利用を図るため公園区域に編入する。 | 8 国 (—) 公 8 私 (—) |
| 中池見湿地とその集水域となる周辺丘陵地等の保全を図るため公園区域に編入する。 | 164 国 (6) 公 89 私 (69) |
| 変更部分面積計 | 548 国 (18) 公 172 私 (358) |
| 変更前公園面積 | 9,246 国 (1,353) 公 396 私 (7,497) |
| 変更後公園面積 | 9,794 国 (1,371) 公 568 私 (7,855) |

(表 2 : 公園区域 (海域) 変更表)

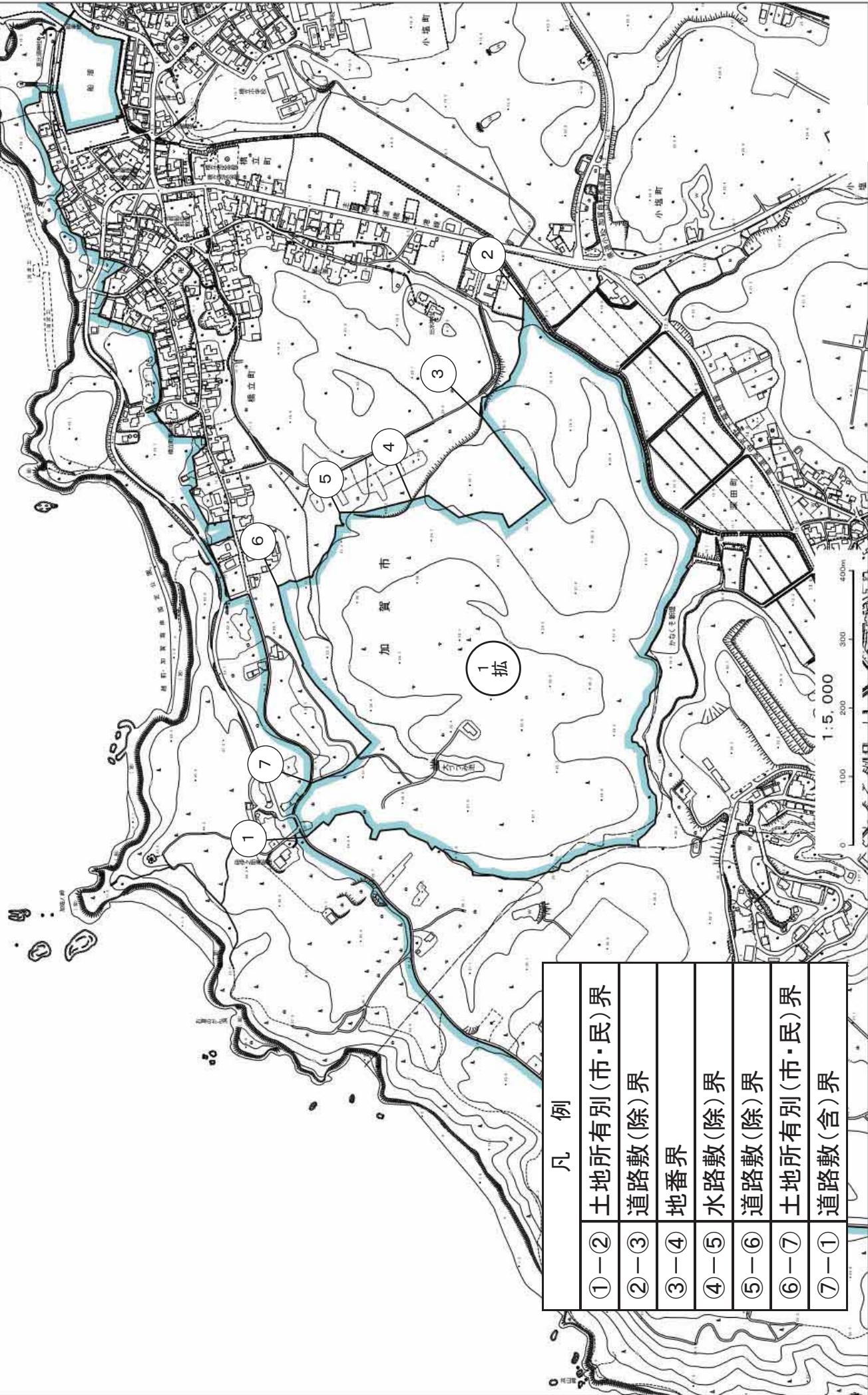
| 番号 | 区分 | 変更部分の区域 |
|----|----|--|
| 7 | 拡張 | 石川県加賀市 橋立～片野の地先 1～2 km 以内の海面 |
| 8 | 拡張 | 福井県敦賀市 大字鞠山、田結、赤崎、江良、五幡、拳野、阿曾及び杉津の地先海面 1 km 以内の海面 |

| 変更理由 | 面積 (ha) |
|---|---------|
| 北端のジゲ浜から南端の片野海岸にわたり、陸域の特別地域と一体的に海域の景観維持を図るため海域公園地区に編入することに伴い、当該区域より更に海側 1 km の範囲の適切な保全を図るため公園区域に編入する。 | 883 |
| 若狭湾国定公園区域となっている西浦海岸と相対する東浦海岸は敦賀湾の自然景観の重要な構成要素となっていることから、適切な保全を図るため公園区域に編入する。 | 672 |
| 変更部分面積計 | 1,555 |
| 変更前公園面積 | 9,247 |
| 変更後公園面積 | 10,802 |

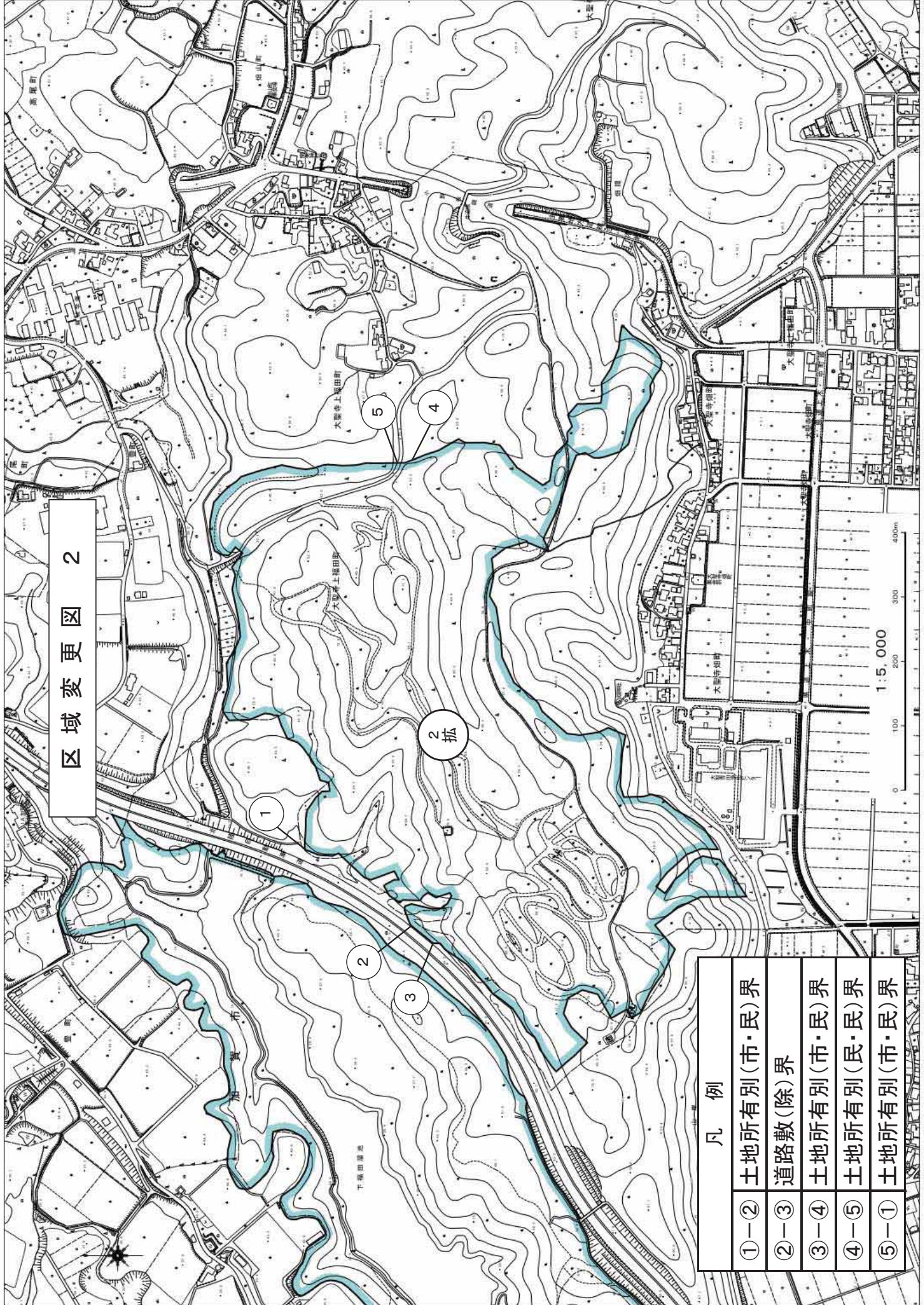
区域变更图 位置图



区域変更図 1



| 凡例 | |
|-----|-------------|
| ①-② | 土地所有別(市・民)界 |
| ②-③ | 道路敷(除)界 |
| ③-④ | 地番界 |
| ④-⑤ | 水路敷(除)界 |
| ⑤-⑥ | 道路敷(除)界 |
| ⑥-⑦ | 土地所有別(市・民)界 |
| ⑦-① | 道路敷(含)界 |



区域変更図 2

| 凡例 | |
|-----|-------------|
| ①—② | 土地所有別(市・民)界 |
| ②—③ | 道路敷(除)界 |
| ③—④ | 土地所有別(市・民)界 |
| ④—⑤ | 土地所有別(民・民)界 |
| ⑤—① | 土地所有別(市・民)界 |

区域変更図 3



1

2 km

a

7 拡

凡 例

①-②

汀線(最低低潮位)上の点 a (北緯36度21分11秒東経136度18分23秒)を起点とし、汀線(最低低潮位)を通り汀線(最低低潮位)上の点 b (北緯36度19分35秒東経136度16分39秒)に至る線から沖合2km線界

②-①

汀線(最低低潮位)から沖合1km線界

2 km

2

1:25,000

0 800 1000 1500 2000m

公園区域変更図 4

